

# CHAPTER

## 第7章

### 著作隣接権

(174頁)

#### QUESTION

アイスショーやフィギュアスケート競技における演技は、実演にあたるだろうか。

#### 解説

起草者は、スケート演技の目的によって実演にあたるかどうかを区別している。すなわち、その演技が観客向けのショーとして行われるのであれば実演に該当し、他方、それが競技として行われるのであれば実演に該当しない、というわけである（加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』（著作権情報センター，2013年）26～27頁）。

もっとも、演技内容が全く同一であるにもかかわらず、その演技の目的が競技かショーかで実演該当性を形式的に判断することに対しては、批判も強い。とりわけ、フィギュアスケート競技の人气が沸騰し、競技会自体がショー・ビジネスとしての色彩を強めつつある今日においては、このような形式的かつ画一的な取扱いがはたして妥当なのか、再考の余地があるように思われる。